

長野市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年12月27日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	岡田荘史
同	塩入学

## 措置の通知書

平成 28 年度 定期監査（前期）（28 監査第 110）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 重点事項</p> <p>(2) 調定事務を適時に行うべきもの (報告書 2 ページ)</p> <p>ア 行政財産使用料について、歳入調定の手続きが遅滞していた事例があった。 長野市市有財産条例によると、使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収するとされている。 調定誤りや調定漏れ防止のため、適正な調定事務をされたい。 (信更支所・中条支所)</p> <p>ウ 自動販売機設置に伴う市有財産賃貸借料について、契約書で定めている支払日を過ぎてから調定し納付書を発行していた。 契約書に基づき、適正な調定事務をされたい。 (中条支所)</p> <p>2 収入事務</p> <p>(1) 徴収事務を適正に行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>ア 行政財産の使用料において、土地の貸付けについては、消費税法により原則として消費税を課さないと定められているが、長野市市有財産条例で定める使用料に消費税相当分を加算し、過大に徴収していた事例があった。 法令等に基づき、適正な金額で徴収されたい。 (中条支所)</p>	<p>歳入調定手続きについて、前年度に許可事務を行い、年度当初に調定を行った。 平成 28 年度以降は、長野市市有財産条例に基づき、使用許可の際に徴収するように、事務の徹底を図った。 (信更支所)</p> <p>調定日が 4 月 1 日付けのものが 5 月 1 日付けとなったことは職員の認識不足が原因で、平成 28 年度からの行政財産使用料の歳入調定手続きは、長野市市有財産条例により使用の許可の際に使用者から徴収し、適正な歳入調定を行い改善を図った。 (中条支所)</p> <p>本来 4 月 30 日までに貸受人が支払いができるよう調定すべきところ 8 月 4 日付けの調定日で納付書が発行になったことは職員の認識不足が原因で、平成 28 年度からの自動販売機設置に伴う市有財産賃貸借料は、契約書に基づき、適正な調定事務を行い改善を図った。 (中条支所)</p> <p>行政財産の使用料算定時において土地の貸付けについては、消費税法により原則として消費税を課さないと定められていることについて職員の認識が不足していたことが原因で、平成 28 年度からはチェックシートを作成して、使用料算定時にチェックすべき事項を再確認し、確実に計算を行うように改善を図った。また、平成 26～27 年度までの使用料について、消費税分を還付する。 (中条支所)</p>

## 措置の通知書

平成 28 年度 定期監査（前期）（28 監査第 110 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 支出事務</p> <p>(1) 旅費の支出事務を適切に行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>講習会への参加旅費について、講習内容に昼食が含まれるため日当の半額を減額すべきところ、定額を支給していた。 旅費の手引に基づき、適切な事務を行われたい。 (信更支所)</p> <p>(2) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>郵便切手等の受払簿が作成されていなかった。 切手は、金券であるので、受払簿を作成し適正在庫管理をされたい。 (信更支所)</p> <p>5 その他の事務</p> <p>(1) 預金通帳と印鑑の管理を適切に行うべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>所属が会計事務を取り扱っている団体等について各団体等の預金通帳と通帳印の管理者及び保管場所について確認したところ、保管場所を分け別人が管理しているとするものの、通帳印については管理者以外の者も使用できる状態となっていた。 預金通帳と通帳印は、管理者及び保管場所を分け、鍵のかかる場所で適切に管理するとともに、現金の引き出しの際には複数人による確認を行うよう徹底されたい。</p>	<p>講習内容と旅費の手引きを確認せずに支出をしたことが原因であったため、参加旅費の過支給分は、戻入精算をして当該職員に対し返納手続きを行った。 平成 28 年 5 月以降は、講習内容を十分に確認し、旅費の手引きに基づき、適正に事務を行うよう徹底を図った。 (信更支所)</p> <p>郵便切手の保管は鍵のかかる場所で行っていたが受払簿での管理をしていなかったため、5 月 19 日に郵便切手受払簿(照会通知発送用)を作成した。 今後は文書取扱規定に基づき、通信費の出納管理として鍵のかかる場所で保管し、適正に在庫管理を行うよう徹底を図った。 (信更支所)</p> <p>預金通帳と印鑑の管理を適切に行うべきものについては、保管場所を分け別人が管理しているとするものの、通帳印については管理者以外の者も使用できる状態となっていたため、通帳印保管場所を鍵付キャビネットに変更、キャビネットの鍵は管理者が管理することに改正（平成 28 年 5 月 12 日）し、管理者以外のものが使用できない状態にすることにより、適切な管理へ改善を図った。 通帳印については、他の職印と同様に管理をしていたため、管理者以外の者も使用できる状態であった。 預金通帳と通帳印は、これまでも管理者及び保管場所を別に管理してきたが、5 月 11 日以降からはさらに通帳印については鍵のかかる場所で管理をし、現金の引き出しの際には複数人で確認するよう事務の徹底を図った。</p>

## 措置の通知書

平成 28 年度 定期監査（前期）（28 監査第 110 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>(2) 各種団体の出納事務を適正に行うべきもの</b> (報告書 4 ページ)</p> <p>ア 支出伺の作成及び決裁を行わずに現金を引き出している事例があった。 支出内容の妥当性の確認や責任を明確にするため、決裁を行った上で現金を支出するよう徹底されたい。 (信更支所)</p> <p>イ 職員による立替払い、領収書等の支払証拠書類が添付されていない支出があった。 適正な事務処理を徹底されたい。 (若穂支所・信更支所・中条支所)</p>	<p>支出に際して支出伺等の事務を行ったと誤認識して支払い事務をしたために、手続きが遅れた。 平成 28 年度以降の出納事務に際しては、必ず決裁を受けてから事務を行うように確認をし、徹底を図った。 (信更支所)</p> <p>指摘事項については、各種団体の会議の賄費等で至急に必要となった物品購入において立替払いが生じたものである。 平成 28 年 5 月以降、支所内において、資金前渡等による適正な事務執行を行うことを徹底し、改善を図った。 (若穂支所)</p> <p>支出書類整理の過程で他の書類に領収書が紛れたため添付ができなかったが、再確認して添付した。 平成 28 年度以降の支出事務に際しては、決裁の際に書類等に不備がないか十分に審査をして、適正な事務手続きを行うよう徹底を図った。 (信更支所)</p> <p>職員による立替払いについては、長野交通安全協会の事務担当者会議で、事前に連絡がなかったため交通安全手帳の代金を事前に通帳から現金を下ろして出席しなかったことが原因で、平成 28 年 5 月からはその場では請求書をもらい、後日支払いをすることを周知徹底し、改善を図った。 (中条支所)</p>